

PMI 日本支部協賛・後援等に関する規程

2016年10月01日制定

(目的)

第1条 本規程は、PMI 日本支部（以下「支部」という）が関与する催しにおける本支部関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における「主催」「共催」「協賛」「後援」の定義は以下の通りとする。

(1)「主催」とは、催しの企画・開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

(2)「共催」とは、支部を含む複数の者が催しの企画・開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が支部を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの支部の関与度合いが強い場合をいう。

(3)「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、支部がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と類似するが、人員、資材、協賛金等の負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの支部の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

(4)「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、支部がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(適否基準)

第3条 「主催」「共催」「協賛」「後援」の適否基準は以下の通りとする。

(1) 主催及び共催

支部が催しを主催又は共催する場合には、PMI 日本支部定款第2条(目的および事業内容)及びPMI 日本支部規約第6条に則っていることを基準として、個別に判断する。

(2) 協賛及び後援

会員、その他団体等が主催する博覧会、展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、記念行事及び出版物等（以下「第三者主催の催し等」という。）に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、次の①に掲げるいずれかに該当し、かつ、②に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

① 承認することができる場合

イ) プロジェクトマネジメントの普及または発展に貢献し、これによって社会の進歩と発展に貢献すると認められるとき。

ロ) 公益性があると認められるとき。

ハ) 支部会員にとって有益であると認められるとき。

二) 支部の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

②承認できない場合

イ) もっぱら営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。

ロ) その運営方法が、公正でないと認められるとき。

ハ) 座談会のように、その対象が極めて限定されたものと認められるとき。

ニ) その他、支部の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

(共催、協賛及び後援の対象)

第4条 共催、協賛又は後援の対象となる他団体は内容堅実なる法人等、又はこれらに準ずるものとし、法人格を有しない任意団体の場合は、次の判断基準に照らしてその団体の適否を決定する。

① 定款又はこれに代わる会則を有しかつ内容堅実な団体であること。

② ホームページや機関誌等を通じて、活動内容を公開していること。

(手続き)

第5条 主催団体からの共催、協賛、後援の依頼は事務局が受付け、理事会で審議し承諾の適否を決定する。ただし、以下の条件を満たす場合は、理事会審議を省略できる。

① 過去に協賛または後援し不都合なく完了した催しに対する依頼であり、承諾することが適当と会長が判断した場合。

② 新規の協賛または後援の依頼に対して、承諾することが適当と会長が判断し、電子メールで全理事に諮り、96時間以内に反対表明がない場合。

なお、上記①②における会長の職務は、事前に理事会で決定することにより、理事に委嘱することができる。

(結果の確認)

第6条 共催、協賛、又は後援した催しの完了後、事務局は理事会に完了を報告し、不都合がなかった確認する。

附則

1. 本規程は2016年10月1日よりこれを施行する。